

答弁書第二二九号

内閣参質一七七第一二九号

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武夫 殿

参議院議員山谷えり子君提出教科書及び学習指導要領における「五十音図」の取扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山谷えり子君提出教科書及び学習指導要領における「五十音図」の取扱いに関する質問に
対する答弁書

一について

小学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十七号）の国語科においては、第三学年及び第四学年では「易しい文語調の短歌や俳句について、情景を思い浮かべたり、リズムを感じ取りながら音読や暗唱をしたりすること」を、第五学年及び第六学年では「親しみやすい古文や漢文、近代以降の文語調の文章について、内容の大体を知り、音読すること」を指導することとしているところ、その指導については様々な方法があると考えており、小学校学習指導要領においては、いわゆる五十音図の取扱いについては定めていないが、現在、各小学校においては、歴史的仮名遣いをを用いた題材が掲載された教科用図書を使用するなどして、古文等の音読の指導が適切に行われているものと考えている。

二について

教科用図書については、義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成二十一年文部科学省告示第三十三号）において、学習指導要領に示す内容を不足なく取り上げることとしているところ、小学校学習指導要

領においては、いわゆる五十音図の取扱いについて定めておらず、御指摘のような「ゐ」や「ゑ」を記載した五十音図の掲載を求めることは困難であるが、このことと、文語文を掲載する場合の表記方法として「原則として歴史的仮名遣いを用いるものと」することとは、矛盾するものではないと考えている。